daily コラム

2025年9月12日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

キチンと引退できていないとNG 分掌変更した場合の役員退職金

「社長の交代」で新社長は 16.7 歳若返る

中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者をどうするか悩んでいる会社は多いです。相続や税金、債務保証、家業の問題に加え、後継者候補の「経営者の資質」を見極めなければなりません。事前準備、適切な情報伝達、関係者への配慮も重要となります。

東京商工リサーチの 2024 年の調査では、 同社に登録している約 157 万社のうち、同 年中に代表者が交代した会社は約 6.7 万社 (4.2%)。代表者の平均年齢は、交代前の 71.1 歳から、交代後は 54.4 歳となるそう です。このような場合、後継者の代表取締 役就任と同時に、前社長は代表権のない会 長や相談役に退くケースがよくあります。

役員の分掌変更等の場合の退職給与

このタイミングで前社長に対して役員退職金を支給した場合、税務上の取扱いには注意が必要です。この退任を機に、「役員の地位や職務の内容が激変」し、「実質的に退職したと同様の事情にある」ならば、退職給与として認められます。一方、仕事が変わらず、実質は退任していないと認定された場合、役員賞与とされ、定期同額給与等以外の給与として損金不算入となります。

また、これを受け取った前社長側も退職

所得でなく、給与所得として取り扱われ、 所得税等の負担が増える形になります。

退職金として取り扱われる3つのケース

法人税の通達では、退職金として取り扱 うことができる場合を3つ例示しています。

- ① 常勤役員が非常勤役員となったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 交代後給与が、おおむね50%以上減少していること

いずれの場合に該当していても、退任後 の役員が「法人の経営上主要な地位を占め ている」ままのときは対象外となります。

「経営上主要な地位を占めている」とは?

役員退職後も「経営上主要な地位を占めている」かは、事実認定の話にはなりますが、裁判や審判所の事例が参考になります。

〈経営上主要な地位を占めている事例〉

- ・毎日出勤している(仕事を継続する)
- ・退任前と同じ執務室で執務する
- ・代表者会議の出席を継続する(財務・営業・人事・生産の決定に関与)
- ・議事録や稟議書に決済印を押す
- ・金融機関の担当者と交渉する など



後継者を信頼し、 十分な権限委譲と サポートを行いま しょう!